

社会福祉専門従事者の 教育および

資格に関する提言

1986年8月1日社会福祉教育懇話会

懇話会設置の趣旨と経過

社会福祉は大きな変容の過程にあり、戦後の社会福祉体系が再構成されようとしている。社会福祉体系の再構成にあたって、最も基本的かつ重要な課題は社会福祉職員の量的確保及び質的水準の向上にある。いまこそ養成・任用・研修を一貫させた専門職制度の確立が求められている。社会福祉教育懇話会設置の目的は、こうした動向に対応した社会福祉教育の在り方を再考するとともに専門職制度の確立をめざして「社会福祉士」号及び専門職任用制度の実現等を図ろうとするところにある。

社会福祉教育懇話会は、一九八五年八月七日に設置されて以降、四回にわたり審議を重ねて来た。それらの審議をふまえここに「社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言」として一応の取りまとめにいたつたので、関係方面に提案し、その実現方について御努力を要請するものである。

社会福祉専門従事者教育の基本的考え方

- 1 社会福祉学は実践科学であり、問題としての事実を調査し、問題の認識を深めその具体的解決方法を体系化する科学である。
- 2 人間の生活を全体的にとらえ、生活向上のための解決方法を体系化する社会福祉学には、それを深めるために関連諸科学の成果をふまえる教育課程が必要不可欠である。
- 3 社会福祉の実践には 冷静な洞察力と熱き血潮 が欠かせない。さらに、社会福祉学の理論を具体的場面に応用する個別援助技術の修得

社会福祉教育懇話会「委員」

阿部志郎 明治学院大学理事長

一番ヶ瀬康子 日本女子大学教授

伊部英男 日本社会事業大学理事長

岡村重夫 大阪市社会福祉研修センター所長

嶋田啓一郎 同志社大学名誉教授

隅谷三喜男 東京女子大学学長

仲村優一 日本社会事業大学社会事業研究所所長

平田富太郎 日本社会事業大学学長

福武直 東京大学名誉教授

のためには臨床教育、シミュレーション教育等の教育方法の研究、開発が重要である。

4 現在の大学は、象牙の塔ではなく、社会に開かれたものでなければならぬ。なかでも社会福祉系大学は社会福祉の現場実践の要請に応える教育と研究をすすめる必要がある。

5 社会福祉の研究教育、そしてその実践にかかわる水準向上のためには専門職確立問題が肝要である。そして、そのためには大学における養成、社会福祉行政、業界における任用制度及び処遇水準、現任教職（研修）とが有機的かつ一貫性をもって推進される必要がある。

社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言

1 社会福祉系大学への提言

1 社会福祉系大学は、その各大学の建学の精神及び歴史を尊重しつつも、現実の社会福祉に対応する教育と研究をすすめるべきであろう。

日本社会事業学校連盟は、現実の社会福祉に対応する教育をすすめるため、社会福祉専門従事者養成のためのガイドラインを作成し、その実現を図ること。

2 社会福祉教育の中でも、特に実習教育体制を重視し、そのための専任教員の配置や、付属社会福祉実習施設の設定ならびに実習教育を担当できる資格ある職員の確保を積極的に図ること。

3 日本社会事業学校連盟が作成した社会福祉専門従事者養成のためのガイドラインの社会的承認をたかめるため、学校連盟としてのアクレ

ディテーション（認可）ならびに、卒業生へのサーティフィケーション（資格付与）制度を確立すること。

4 社会福祉教育と社会福祉専門職の維持、発展を図るため、大学は社会福祉専門従事者に対する一定水準の継続教育（研修）を積極的にすすめること。

2 文部行政への提言

1 社会福祉学は看護学、保健学と同じように配属実習教育が必要である。社会福祉教育充実のため、国公立大学においても、私学振興助成の基準においても社会福祉学を実験科目、実験講座として取り扱い、教育、研究体制の整備充実を図らねばならないこと。

2 配属実習教育を必修とした新たな所定の社会福祉教育の基準を満たした大学の教育課程を履修した者には「社会福祉学士号」（修士、博士）を与えることができるよう、その制度化を図らねばならないこと。

3 大学設置審議会における教育課程、教員組織等に関する専門事項を調査する専門委員会は、現行では社会学と社会福祉学とが会同になっているが、これらを別々の独立した専門委員会として設置されたいこと。

4 大学院の社会福祉従事者の社会人入学や大学院の夜間開講をはじめとして大学院がリカレント教育、継続教育に対応できるよう大学院の弾力的運用について配慮されたいこと。

5 財団法人大学基準協会は、日本社会事業学校連盟等関係団体の意見を聞き、少なくとも配属実習教育、臨床教育を必修とする新たな社会福祉教育に関する基準を策定されたいこと。

3 厚生行政への提言

- 1 現行の社会福祉主事の職員資格要件を発展的に解消し、新たに「ソーシャルワーカー」（仮称）という社会福祉専門職制度化に努められたいこと。
- 2 社会福祉行政ならびに社会福祉業界は、所定の水準を満たす社会福祉教育の履修者を「ソーシャルワーカー」として優先的に採用・処遇する専門職制の実現に努められたいこと。
- 3 大学の実習教育に協力する施設を選定し、実習指導を担当する専門職員を位置づけることは、社会福祉施設の水準向上を図る上でも重要な意義をもっている。こうした施設の位置づけについて、制度的対応を検討されたいこと。
- 4 社会福祉専門従事者の資質向上及び新しい知識・技術の修得を図るため、都道府県社会福祉研修所の整備充実に努めるとともに、今後国立社会福祉継続教育センターの設立について検討されたいこと。
- 5 社会福祉改革の動向をみすえて、地方公共団体及び市町村社協等の社会福祉専門従事者の養成と確保に関する年次計画を策定し、これに必要な施策の推進を図られたいこと。
- 6 社会福祉改革の方向からみて地方自治体、民間社会事業の役割の増大、活動の多様化が予想されるので、そうした各レベルにおける一定の福祉水準の維持向上のためには、所定の資格能力を有する専門的社会福祉従事者の確保配置が肝要であり、そうしたマンパワー問題への計画的対応を図られたいこと。

私の意見

社会福祉専門従事者教育について

阿部 志郎

私は、三〇数年前、入門的専門教育を僅か三カ月履修したのと、米国留学中に大学院で三科目を聴講したという学習歴しかもたない。

過去三〇年間、福祉施設の現業に従事してきたが、組織的な研修もスパービジョンも受ける機会のないまま今日に至っている。学者の論文に耳を傾けながら、現場を教科書として学んできた。従って、社会福祉の知識・理論は独学に近い、実践のなかで理論的考究に努め、理論の追求から実践に押し出される循環を自らのうちに繰り返さざるをえなかった。戦中戦後に実践に入った人々は、多かれ少なかれ同じような道を歩んできたのではあるまいか。

それを必ずしもエネルギーの無益な消耗とは考えないが、なんと迂遠な途を踏んできたかと思わずにはいられない。それだけに、後継者のために、社会福祉の専門教育・研修の体系的システムの確立を願い、かつ、福祉の現業を理論的に支え、従事者の実践を意義あらしめる福祉系大学のあり方に期待を寄せるのである。

福祉系大学といえども、「大学」である限り、科学的研究、理論構築の努力と学生への伝達・教授が尊重されるべきであるが、実践科学としての「福祉」であるから、「科学」と「実践」の統合を目指すのは当然であろう。

率直に言つて、現業の人間にとって大学は縁遠い存在で、抽象的理念の研究、実践に応用困難な技術が教授されていると誤解する場合もすく

一九八六年八月一日

なくないので、卒業生の職場への受け入れが消極的になりがちである。この状態を打開するには、従事者の質的向上を計画的に取り入れる現業の姿勢と、現業との関係を密にする大学の方向づけとが、不可欠な条件となる。

現業の立場から、福祉従事者の専門職化を進めるために、福祉系大学への期待と希望をこめて、若干の提言を試みたいと思う。

1 科学の進歩は日進月歩であり、福祉ニードも多様化、拡大化、高度化されるので、従事者は不断の成長を遂げなければならない。それは、従前の大学教育のみでは達成できない。そこで、現任訓練、リカレント学習が注目されることになる。再訓練を大学教育のプラットフォームとして加えるのでは不十分である。完結教育よりは、職業人への踏台としての役割が大学に課せられる。大学教育を生涯教育の一環として位置づけるとすれば、その延長線上に従事者研修があるという新しい体系が必要なのではないか。従事者の研修・再訓練に対する大学の役割が検討課題となる。

2 大学入学前の施設での体験学習、地域ボランティア活動への参加等、福祉経験を入学試験で評価するシステムを採用する。大学志望のモチベーションを考慮してよいのではないか。

3 北米で実施されているように、大学院、特に博士課程の入学に、一定期間の現業経験を資格として求める。

4 学生の現業実習を重視し、カリキュラムのなかに相当期間の実施を明確にすること。オリエンテーション、施設、機関での実習指導、評価方法を改善し、施設で学生指導に当たる資格あるワーカーを大学の担当教師として起用し、実習を大学と施設が協同して行えるよう条件整備をする。

5 大学教員とソーシャルワーカーとの交流を図る。すなわち、ワーカーを教員に迎え、また教員が現業へ進出することを制度的に可能にする方法を研究し、日本の大学組織の欠陥の是正に努める。

6 福祉系大学を修了した者に「社会福祉学士」の資格を付与して、ソーシャルワーカーとしての身分を高めることに寄与することが望まれる。

7 大学教員の研究成果、文献の紹介・解説、大学の開放講座・研修機会の案内等、学問並びに大学の履修に関する適切な情報を継続的に現業に提供し、さらに、現業とのフィードバックの方途を開発し、開かれた大学を形成する。

8 現業に直接役立つ教育を大学が目標とすることは不要である。むしろ、現業の厳しさのなかでアイデンティティを確立し、専門職業人としての責任と限界を弁めるための広い意味での基礎教育を学生が身につけることが重要である。それは、現業が従事者に要請する福祉ニードへのパトスと、専門科目を中心とするロゴスの学習とを結びつけるエトスの問題といえようか。実践科学修得の前提として、一般教養課程の占める価値と意味について、専門的視点に立ち再検討する。

現業が従事者「ソーシャルワーカー」に求めるニードへの即応的行動力、人格の尊厳、理論・技術水準の確保、総合的に判断する洞察力と連繋能力、柔軟な思考、政策的展望、すなわち、同一化と客観化の態度の養成に大学がいかに対応するか、大学固有の教育領域との調整に福祉系大学の課題があると思われる。専門従事者教育の拡充は喫緊であるので、ワーカーの自立組織としても大学との協力を深める方策を探りたいと願っている。

社会福祉専門従事者の教育について

一番ヶ瀬 康子

1 社会福祉専門従事者の教育について

社会福祉専門従事者の教育は、社会事業教育のなかから、社会福祉制度の確立とともに成立、積極化してきたという歴史的な系譜がある。

その前身である社会事業教育は、いわゆる現場における実践の伝達にはじまり、さらに諸科学の成果を組み入れつつ、体系化を模索するなかで、専門教育として結実してきたものである。そのような系譜を継ぐ社会福祉専門従事者教育の存り方は、なによりも実践を基軸にしつつ、その実践を高めるための専門諸科学とりわけ対人サービスのために必要な医学、心理学、教育学、社会学などの成果を有効に組み入れ、いかに統合化し、体現していくかというところに、鍵点がある。

くわえて社会事業教育の時代のそれと社会福祉教育のことなる点は、社会福祉自体が、たんに理念であったこととなり、それが制度、政策化されている現在、社会事業教育の時代以上に、その制度を活用し、政策を有効化、計画化するための方法を検討するため、社会諸科学の成果をひろく導入する必要がある点である。とりわけ政治経済学、法学、行政学、財政学、社会計画論などの導入が必要となってくる。しかし、それらを、実践的視点で統合するということが必要なのであり、その点を失うと、それぞれの社会諸科学の中途半端な学習に終り、教育効果が不充分になってしまう可能性がある。

以上の在り方を考えるとき、とくに教育方法において、留意すべき点は、つぎの点であると考えられる。

第一に、実践的視点での統合を考えるにあたって、実習教育に力点を置く必要はいうまでもない。だが、その実習を通じて、問題の認識を探

めるための指導の在り方と実習先の選び方を、いつそう検討する必要がある。ことに、その際、制度体系との関連における実習の在り方への工夫とともに、実用と実践がことなること、また実践は型にこだわるのではなく、創造的なものであることなどの指導が必要なのではないだろうか。

第二に、社会福祉調査論を確立する必要がある。それは、広義の社会調査に位置するが、それ自体独自性をもったものである。また現場実習の現場の位置づけとともに、アクションリサーチによって実践を客観化するため、現場実習とさらに社会福祉調査の実習を組み合わせることも肝要かと思われる。

第三に、社会諸科学はじめその他の関連諸科学を、社会福祉教育のなかで統合化していくための、基本的視点をふまえた講義を工夫すること、たとえば、社会福祉原理論あるいは福祉哲学、社会福祉論史など。

第四に、関連諸科学が社会福祉にとって意味あるような成果を中心に講じられるよう、教員の選任および教員の打ち合わせを充分に行うことなどである。

2 社会福祉学士について

前述のような点で努力をすすめていく場合、当然社会福祉学自体の在り方が、その根底で問われることになる。それと同時に学士号、修士号、博士号も、社会学、家政学、文学のそれとはことなり、その内実を表現した社会福祉学のそれであるということは、当然であるといえよう。

社会福祉学士、修士、博士号を確立することは、とくに、つぎの二点においても必要である。

第一にカリキュラムや教育の統合化への自覚をあらためて深めること

が可能である。ことに関連諸科学からの社会福祉学の認識をたかめ、社会福祉教育への位置づけやその努力を促進することになる。

第二に、学生それ自体も、学習に際し、プライドと焦点を認識することができると、現在のようであると、自らが学んだものへの確認が不明確となる。

第三に社会的にも、社会福祉教育や研究の独自性が認識され、その独自性にもとづいての需要が明らかになるといえる。

もっとも、以上の前提には、ある程度、社会福祉学とは何かということへの合意を確立しておくことが必要であろう。

私見をのべれば、社会福祉学とは、社会福祉をめぐる問題解決のための実践科学であり、さらに政策科学であると考えられる。それは、従来の近代諸科学とことなり、生活現実からの問題発見、問題認識に端を発した領域科学である。したがって、その研究方法においても、たんに演繹、帰納法にとどまらず、とくにその起点に、フィールド・ワークの特質である発想法を不可欠とする。

社会福祉専門従事者の教育について

岡村 重夫

1 社会福祉の専門職資格制度の確立されていないわが国においては、社会福祉専門教育は、従に高度の教育水準を目指すのではなく、一定の専門職の基準に合致する、いわば「標準的教育水準」を実現するモデル的教育カリキュラムを作成して、これを全国的に普及することがまず必要である。

昭和五十三年の大学基準協会の定めたカリキュラム、および昭和六十

年度総会において採択された日本社会事業学校連盟の社会福祉主事資格取得のカリキュラム特別委員会の提案は、この点において重要な意味をもつが、特に後者の採用する社会福祉主事資格取得の必修専門科目は、社会福祉専門従事者教育の「標準的教育水準」を示すものとして評価することができる。

翻つて学校連盟加盟校のなかで、以上の「標準的教育水準」に該当する科目および実習を必修科目として開講している大学は、決して多くはない。してみれば、現在必要なことは、学校連盟の採択した標準的カリキュラムを実施する大学を、モデル大学として普及させることなくてはならない。さし当たり日本社会事業大学はこのモデル大学にならなくてはならない。

大学院を設置して社会福祉の高度の研究水準をめざすことも必要であろうが、しかしそれよりも社会福祉従事者の専門性の最低基準を底上げすることの方が先決ではなからうか。そしてこれらのモデル大学の卒業生が標準的カリキュラムに定める専門科目を履修したばあいに、社会事業学校連盟の資格認定特別委員会によって専門職資格のライセンスをあたえることにする。

なお社会事業学校連盟加盟校のうち前記標準カリキュラムを実施しない大学の在学生あるいは卒業生も、附近のモデル大学において所定の単位を修得することができるような単位互換制度を設けるのがよいであろう。

2 前記の大学基準協会および社会事業学校連盟特別委員会の定めた標準カリキュラムの諸科目のうち一部の科目の教育内容について、今日必ずしも関係者のあいだで意見の一致をみていないものがあると思われるので、それについて卑見を述べてみたい。

a まず「社会福祉原論」（基準協会カリキュラムでは「社会福祉基礎理論」とされているが、筆者は両者を同じものと考えている）について。

昭和四十一年の社会事業学校連盟採択のカリキュラムでは、「社会福祉概論」であったのに対して、これは重大な変更であった。「概論」では、あれこれの社会福祉諸法の概況や社会福祉方法論の概要を説明すれば事足りるが、「原論」では、文字通り社会福祉の原理ないし社会福祉の固有性、即ち生活問題に対する固有の接近法を明らかにしなくてはならない。

貧困、病気、心身の障害、失業、等々の生活困難そのものでほなとて、これらの困難をもつ個人の「社会関係の困難」を問題にするという点において、社会福祉は社会保障、医療、保健衛生、教育、職業安定等々の生活関連の諸施策とは異なる専門性をもつことを明らかにする。と同時に、生活問題当事者のもつ社会関係のうちの客体的側面は、生活関連施策によって強く規定されるという点において、社会福祉と生活関連施策とは密接な関連性のあることも明らかにしなくてはならない。社会福祉原論の第二の教育内容は、社会福祉の実践を基礎づける価値観を明らかにすることである。社会関係的存在としての個人は、同時に生活の主体者としての自己を貫徹してやまない人間である。社会関係によって規定されながらも、生活者としての要求を充足するために社会関係に働きかけ、これを改善する社会的、主体的、全体的、現実的存在としての人間が、社会福祉の人間像である。このような人間像の実現を援助することが、社会福祉の目的にほかならない。

b 「社会福祉方法原論」の教育内容について。

援助提供者側の判断を基準として有効な援助方法を明らかにするのが「方法論」であるとされてきたが、筆者の見解はそれとは異なる。生活困難の当事者自身による問題解決を援助するのが、福祉的人間像の主体性を実現するための社会福祉であるから、問題の発見および有効な援助方法の基準は援助対象者の生活態度や生活様式、またその環境的条件とその意味である。一言にして言えば、援助対象者の生活のメカニズムや文化のなかに問題の発見とその解決方法の原則がなければならぬ。してみれば援助対象者の生活のメカニズムと文化の実態およびその環境条件を明らかにすることは、単なる援助方法論ではなくて、社会福祉学の研究方法論でなくてはならない。

従って「方法原論」の教育内容は、現実的および可能的な援助対象者の生活実態の社会調査の諸方法でなくてはならないが、特に現場における直接観察の方法としての参与観察、民俗採集、自由面接法、事例調査法、KJ法等を利用して、各地域における住民の生活意識や生活態度を明らかにすることである。それらは文字通りの field work であるから、相当の実習単位をみとめる必要がある。

社会福祉専門従事者教育の在り方

・ 教育内容の改革とその実践 ・

嶋田 啓一郎

1 日本社会事業大学の移転問題を契機として社会福祉教育懇話会が開催され、その思考の前提条件として、日本における社会福祉の基本的問題との係わりが論じ合われたことは、社会福祉教育の日本的展開の枢軸的役割を担うこの大学本来の使命に鑑み、極めて重要な意味をも

っている。それは、二十一世紀の日本社会の予測に係わる定量的側面と共に、定性的トレンドの先取りを必要としている。懇話会の任務は、そのうちでも特に政治・経済の国際化、人口の老齡化、社会産業の情報化など、定性的変化を、過去および現在の基本的動向との関係において予見する長期ビジョンのなかで、大学組織の構成、カリキュラムの編成、職場との関連等の方向付けを打ち出すことによって、今後の社会福祉教育の土俵造りを期することにある。

2 今日の社会福祉学の中心的課題は、新しい人間科学に基づいて、個人や集団を共通のコミュニティより生ずる社会的不調整状態への援護と予防によって、基本的人権を擁護せんとするにある。社会福祉の新しい科学的研究方法は、先ず基礎的コースにおいて、社会的不調整を形成する諸要因の力動的統合理論の研究を意図する原理論と、その研究に資する生理学・経済学・心理学・社会学・文化人類学等のアカデミック・コースの習得を必要とする。社会福祉実践の学問的習得は、個人調整と社会的調整の両側面にまたがるが、その基礎的研究の段階では、「心理学的不適応」或いは「経済学的不充足」への一点集中的偏向によって全人的人間の研究を局部的に矮小化する誤認を犯さないことが、とりわけ肝要である。それを大前提として、個人の有機体的組織および感情の対人的変化を究明する「性格発達論」、および個人・集団の生活の場を探究する「コミュニティ論」、また人間生活の主体的および客体的側面の統合的理解を進める「生活構造論」の学習が、最近次第にその学問的比重を高めつつある「コミュニティ・ワーク」の研究基盤として、それらは重要な意味をもつものと考えられる。

3 人間生活における価値論の研究は、「福祉」という価値志向的実践の研究に不可欠の条件と言わなければならぬ。社会福祉の実践行動の

研究は、構造・機能・価値の三要素によって構成される。近年、社会科学における構造・機能論(structural-functional view)的方法の発展によって、統合理論のダイナミックな理解が行われるようになった。それによって、社会問題を歴史的变化のなかで、流動的・主体的な場の論理をもって、一段とリアルに把握されるようになったのである。

しかし日本の社会福祉研究は、物質的生産性本位に社会生活を捉える傾向を背景として、大戦後の民主化過程でも、基本的人権を基本とする真のヒューマニズムに触発されるところ浅く、構造・機能論的理解も、社会福祉の価値論的展開を密着することが稀薄で全人的人間の人格的アイデンティティの喪失態に陥る危険を免れ得ぬ憾みがあった。それが社会福祉現場の気風を沈滞させ、無味乾燥な事務的雰囲気 unavoidable ならしめている。

日社大のカリキュラムが、必修科目として「人間学」講義を設置されることを切に望みたい。〔註〕

〔註〕上智大学において、「倫理道德」式の古風の印象を与える名称ではなく、「人間学」講義+単位を設けるようになってから、学生の出席もよくなったという経験は、参考になると思う。

4 フィールドワークとスーパービジョンの強化について 嘗て諸国の大学訪問を試みたとき痛感したことは、欧米の大学教育において、福祉教育の重要な柱として理論教育と並んで、フィールドワークが極めて重要視せられ、そのスーパービジョンが学生の実践的力を高める活力の源泉となっていることであった。例えば、米国コロンビア大学社会事業学校の専任教師六〇名中、フィールドワーク専任が二名、さらに教室とフィールド教育の兼任が三名という構成であり、フィー

ルドワーク教育の施設的連繫に組織的な仕組みと経費が着実に配慮されている。現場的能力を高めることのない福祉教育は、人海作戦となればなるほど、その真価を低めることとなるのである。

パリの諸社会サービス学校が、一二五名のフィールドワーク専修教師を、諸学校の共同計画をもって迎え、諸学校のこの分野での水準格差を克服する努力をしていたのは、学ぶべきことと思う。

5 激変する社会のつねに更新を要する社会福祉教育に、体系的組織を欠き易い研修制度をもって対処することは不十分であり、日社大は、全国的視野から卒業生の生涯教育 (continuing education) 制度を

確立し、ひろく従事者の能力向上に努めるべきである。それが、各学校教育および福祉現場の能力水準を高める良き刺激ともなり、求められる社会福祉士資格制度の初級および上級の格付けの実施に役立つものとなるであろう。

6 コンピューターの活用は、もはや社会福祉界においても避け難い時代を迎えようとしている。事務のみならず、教育手段として実用期に入ろうとしている時、日社大新校舎はそれに適合する設計をもって、新教育方法の先頭に立つ用意を考慮して頂きたい。

新学士号の創設をめぐる

隅谷 三喜男

社会福祉は今後いよいよその量と質において充実・発展を求められるであろう。量的な視点から緊急の課題となっていくのは、何と云っても高齢化社会の急進展による。一方で高齢化自体による身体的・社会的な介護の需要が増大するし、他方では家族制度の変化の中で、従来のよう

な家族的介護に代わって、社会的介護の必要が急増する。質的な視点とはいうまでもなく、欧米に比べての質的立ち遅れにどう追付くかとの問題だと言つてよいであろう。

このような社会福祉に対する質的な充実発展のためには、一方で財政的な措置が必要なことは言うまでもないが、より重要な点は社会福祉従事者の質的な充実である。この点では戦後、いくつかの社会福祉大学が設立され、また、社会福祉の学科を置く大学もいくつも見られるようになった。これに見合つて大学の中で社会福祉のための履修課程も大きく整備されたといつてよいであろう。

ところで問題はこれに見合つる学士号である。戦前はもちろん、戦後も一九六〇年頃までは、学士号と言えば、文学士、法学士、経済学士などと、自然科学を含めても一〇に足らぬものしかなかった。ところが六十年代以降、日本経済の高度成長の中で、大学も高度成長を遂げ、この過程で学士号をめぐる新しい展開がみられることになった。第一に新しい名称をもった学部の新設である。人文系についていえば、社会学部、経営学部、学芸学部等々である。その卒業生にいかなる学士号を与えるかで、社会学士、学芸学士号が生まれた。その勢いは一九七〇年代に入って勢いを増し、遂に鍼灸学士号まで生まれることになった。こうなれば、我も我もと新しい学士号の新設を要求することとなる。社会福祉学士の要求はこの点で遅れを取った、と言つてよいかもしれない。ともあれ、このような状況になったのは、大学がかつてのような少数のエリート教育の機関ではなく、大衆化した大学の社会的ニーズに応ずるためであった、と言つてよいであろう。

ところで第二は、より本質的な問題であつて、新しい学問体系の出現である。かつての商学に代わつて経営学が登場したのもその一つと言つ

てよいが、より注目すべき点は、境界領域、或いは二つ以上の領域にまたがる総合学部的なものの出現である。社会福祉はこの領域に属すると言つてよいのではないか。その場合、この学士号をどうするか、社会福祉学士と称すれば、解決は簡単である。ところが、今日、文部省は新しい学士号は当分設けないことにしている。

それは前述した新学士号の濫造への反省から来ている。次々に新学士号を作ることへの学会からの批判と、新しい学士号創設要求の大波の中で、文部省は新学士号の創設を一樣に見送ることとしたのである。一つを認めれば、他を認めないわけにいかない、と言つわけである。

しかし、学問は一方で専門化し、他方で総合化しながら、新しい分野も開かれながら発展している。教育の体制も之に答えなければならぬ。文部省も、そして大学設置審議会も、ようやく重い腰をあげようとしている。とはいえ、新学士号を又々新造していくだけでよいのか、欧米では一般にBAとBSしかない。そして必要な場合、括弧して専門を書いている。日本でもそのような方法を考へてはどうであろうか。もっとも日本ではBAとBSでは間に合わないから、法学士、経済学士、文学士、教育学士等いくつか大卒の学士号を設け、その下に括弧して個別の専門（これも制定せねばならない）を書くようにしてはどうか。たとえば、社会学士（社会福祉）というような。

社会福祉専門従事者教育について

仲村 優一

1 社会福祉の専門教育は、社会福祉の専門職との関連づけを明らかにすることによって、その方向づけが明確になると考えられる。

2 過去十数年の間に公私の諸機関から公表され、オーソライズされて

いる諸提案を最大限に活用して、以下のような制度改革の案を提示してみたい。

3 社会福祉関係職員のうちソーシャル・ワーカーに相当する者について「福祉士」という名称の、一種の緩やかな専門職制（名称独占と一部の業種についての業務独占）を設けることとし、これを法制化する。

4 「福祉士」制度の法制化については、昭和四十六年十一月に、中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会の起草にかかる「社会福祉士法定試案」の考え方について再検討してみようか。その際、同試案では保育職員を含むことにしているが「福祉士」制度との関係では次のように整理するものとする。即ち、現行の保育資格が要求される者のうち養護職員（施設保育）は福祉士体系に組み込むが、保育職員（保育所保育）は除くものとする。

5 福祉士制度実現の暁には、現行の社会福祉主事制度はこれを廃止する。

6 「社会福祉士」ではなく「福祉士」を提案するのは、一つには、社会福祉士では五文字で長すぎ、大部分の専門職がそつであるように三文字以内で表現できるものの方が望ましいからである。五文字のものとして、作業療法士等、ないわけではないが、これらは、それぞれ、OT、PT等の略称が通用している。社会福祉士をソーシャル・ワーカーと見てSWとする方法もあるが、まだ十分に一般化しているとはいえない。

7 一方、「福祉」だけでは概念的に広すぎるかもしれないが、すでに「福祉事務所」は社会福祉に関する事務所の意味でごく一般的になじむ行政機関となっているし、日社大の新たな建設計画の中では「福祉計画学科」や「福祉処遇学科」が構想されている。そこで、この際む

しる、端的に簡略化した「福祉士」を使った方が、概念の普及化には効果的であろうと思われる。また、単なる「社会福祉士」制度提案のむしかえしではないことを明らかにする意味でも、簡潔な新しい言葉を使った方が良いのではないか。なお、アメリカでは「福祉」にあたる“Welfare”は、時に「公的扶助」と同一視されて否定的なニュアンスをもつて使われることがあるが、わが国では、今後とも、「福祉」をプラス・シンボルのイメージをとまなう概念として一般化することを考えた方が良いと思われる。

8 福祉士には一級と二級のクラスを設けるものとする。社会福祉教育問題検討委員会の「社会福祉教育のあり方について」（昭和五十年七月第一次答申、昭和五十一年七月第二次答申）の提案にもとづく生活訓練指導員と保護指導員を制度化し、福祉士（一級）、福祉士（二級）をもって、それぞれの任用資格とする。

9 社会福祉士法制定試案にいう「社会福祉専攻課程」は、国が日本社会事業学校連盟及び日本ソーシヤル・ワーカー協会の意見を聞いて定める基準を満たすものについてのみ、これを認定することとする。

あるいは、英国の中央社会事業教育訓練協議会（CCEETSW）の如き機関を厚生省に設け、上述の基準づくりと認定を行わせる方式も考えられる。この協議会の委員に上記二団体の代表を参加させるものとする。

10 上記の基準の策定には、教員免許制度に準ずる制度の採用を検討する。たとえば、福祉士（一級）は、四年制大学において社会福祉原理四単位、社会福祉方法論四単位、社会福祉実習六単位、を含む社会福祉に関する科目（別途例示）を四〇単位以上修めた者とする。福祉士（二級）は、短期大学又はこれに準ずる学校（二年制の福祉士養成校）

で社会福祉原理二単位、社会福祉方法論二単位、社会福祉実習四単位を含む社会福祉に関する科目を二〇単位以上を修めた者とする。なお、社会福祉実習は、別に定める資格を有する実習スーパーバイザーのもとで行うものについてのみその単位を認定するものとする。（〔注〕包括的に四〇単位、二〇単位以上とするのではなく、社会科学系、自然科学系の系列ごとに範疇化した科目の中から、それぞれに一定単位以上を履修させることにした方がよいかもしいない。）

11 一定の条件を付して福祉士（二級）から福祉士（一級）に昇格する方途を講ずるものとする。

12 福祉士をもつてあてべき指定職種及び福祉士をもつてあてることが望ましい職種については、上記の社会福祉士法制定試案の例示を参考にし慎重に検討することとしたい。

13 老人ホーム等の寮母については、主任寮母の任用資格を福祉士（二級）に格付けるものとする。

14 以上の提案は、ソーシヤル・ワーカーに相当する生活訓練指導員等と養護・介護にあたる職員を社会福祉固有の直接処遇職員としてとらえ、福祉士体系の中に互換性をもって組みこむことが可能だとする仮説的前提の上に立つて行われている。この点についてはそれぞれの職種の実践の基礎を明らかにする理論的な整理が必要である。

15 ホームヘルパーをどうとらえるかは、どの関連で検討することとするが、少なくとも主任ホームヘルパーは福祉士体系の中に組み入れてよいのではないかと考えられる。

（「私の意見」は次号につづく）

表 社会福祉施設（入所施設）における直接処遇職員の職務機能別教育課程

社会福祉施設の直接処遇職員			おもな職務内容の具体例	教育訓練課程
現 状	今 後 の 方 向			
生活指導員 児童指導員	生活訓練指導員（仮称） 〔大学院卒業者等高度の資 質をもった生活訓練指導 員については、実情に応 じて「上級生活訓練指導 員」として位置づけること。〕	1. 社会福祉に関する高度の知 識及び技術 2. 入所者の処遇（日常生活の 介護及び指導訓練）に関する 実務能力及び保護指導員に対 する実務指導能力 3. 施設の経営管理に関する知 識及び実務能力	1. 入所者に係る処遇上の評価 2. 入所者の生活相談（本人を中心とした家族関係、 入所者関係の調整を含む。） 3. 主任保護指導員から連絡のあった入所者の生活指 導 4. 施設における各職種の職員との連絡調整 5. 関係機関及び地域との連絡調整 6. 施設の運営方針の設定及びその具体的実施計画の 樹立並びに執行の指揮監督（財務管理及び人事管理 を含む。）	大学院（2年）又は 大学（4年）程度 〔主任保護指導員〕 の場合、一定年 限以上経験のあ る優秀な者 →現任訓練
生活指導員 児童指導員	主任保護指導員（仮称）	1. 入所者の処遇（日常生活の 介護及び指導、訓練）に関す る実務指導能力 2. 保護指導員に対する実務指 導能力	1. 入所者の処遇（日常生活の介護及び指導、訓練） の実務 2. 保護指導員の処遇状況の把握及び実技指導	保護指導員（実務指 導能力のある者） →現任訓練
寮 母 保 母	保護指導員（仮称） 〔従来、女子の仕事とされ ているケアワークの仕事 は、保護指導員の設置に より男子にも拡大される こととなる。〕	入所者の処遇（日常生活の介 護及び指導、訓練）に関する実 務能力	入所者の処遇（日常生活の介護及び指導、訓練）の 実務	短期大学（2年）程 度 〔高等学校の場合〕 →現任訓練

注 社会福祉教育問題検討委員会「社会福祉教育のあり方について（答申）」昭和50年7月